

墨田区消費者ニュース

令和元年5月発行 第150号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



【ネット通販業者】

悪質な海外ウェブサイトにご注意ください！！

代金を振込みしても、商品が届かないなどのトラブルが発生していますので、信頼できるウェブサイトを利用しましょう！
次のような特徴がみられる場合は、要注意！

チェックポイント



- ・ 正確な運営情報（運営責任者氏名・住所・電話番号）が記載されていない。
- ・ 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている。
- ・ 日本語の表現が不自然である。
- ・ 支払方法が銀行振込み(個人名義)となっており、クレジットカードが利用できない。

5月 は消費者月間です！

「ともに築こう 豊かな消費社会
～誰一人取り残さない 2019～」

消費者が、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現に向け、消費者、事業者、地方公共団体、国などの全てのステークホルダーが共通の目標を共有し、連携して行動することのきっかけとなるよう、2019年度も継続的取組を重視して、統一的テーマとして掲げています。

消費者月間統一テーマ趣旨（消費者庁）から
一部抜粋



モバイルバッテリーにPSEマークの表示が必須になりました。

【相談事例】

フリマサイトにモバイルバッテリーを出品したところ、運営業者から「PSEマークのないモバイルバッテリーの出品は禁止されているので、直ちに出品停止や削除を行うように」と連絡がきた。自分が普段、使っているモバイルバッテリーにはPSEマークがないので、何故、出品できないのかわからない。

【アドバイス】

モバイルバッテリーによる、発火、爆発などの事故が近年増加傾向にあることを踏まえて、モバイルバッテリーが「電気用品安全法」の対象商品になり、平成31年2月1日よりPSEマークの表示が必須になりました。

2月1日以降、PSEマークが付いていないモバイルバッテリーは「製造・販売・輸入」ができなくなりました。

個人がオークションサイトやフリマサイトでモバイルバッテリーを出品することは販売に該当する為、PSEマークがないものは出品することができません。

平成31年2月1日以前に購入したPSEマークが付いていない製品を使用したとしても問題はありますが、使用中に「モバイルバッテリーが膨らんでいる」「モバイルバッテリーから異臭がする」「モバイルバッテリーが熱くなる」などいつもと違っておかしいと思ったら、直ちに使用を中止してください。

誤った取り扱いによる事故も発生しているため、取り扱いには十分注意をしましょう。

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

